

千葉市再生資源物の屋外保管に関する条例に基づく改善命令について

千葉市では、若葉区の再生資源物屋外保管事業場の設置者に対して、千葉市再生資源物の屋外保管に関する条例（以下「条例」という）に基づく改善命令を 6 月 6 日（金）に発出しましたので、お知らせします。

1 改善命令について

（１）概要

本件は、条例附則第 10 項に基づきみなし許可を得て設置された屋外保管事業場の設置者に対して、条例第 14 条第 2 項に基づき、改善命令を発出したものです。

当該屋外保管場には、条例施行から現在まで再三に渡り指導を行い、条例第 7 条第 1 項に定める保管基準に違反していることおよび条例第 10 条第 1 項に定める許可を受けずに事業場外に再生資源物を保管しているとして、条例第 14 条第 1 項に基づく改善勧告を発出しています。

※条例施行（令和 3 年 1 月 1 日）後、改善命令の発出は本件で 6 例目

（２）命令内容

千葉市若葉区中野町 1691-10 に所在する屋外保管事業場である合同会社佳偉商事に保管されている再生資源物の保管方法を改善し、条例第 7 条第 1 項各号に定める保管基準に適合させること。また、許可されていない敷地から再生資源物を撤去すること。

（３）命令発出日

令和 7 年 6 月 6 日（金）

（４）履行期限

令和 7 年 8 月 31 日（日）

2 改善命令の対象となった屋外保管事業場の概要

（１）設置者

千葉市若葉区中野町 1691-4

合同会社佳偉商事 代表社員 宋 佳偉

（２）設置場所

千葉市若葉区中野町 1691-10

（３）許可年月日

令和 3 年 1 月 1 日みなし許可

3 違反条項

（１）条例第 7 条第 1 項第 2 号イ

容器を用いず保管する場合の積み上げ高さ超過

(2) 条例第10条第1項

許可された事業場外における再生資源物の保管



令和7年5月9日の状況

4 これまでの主な指導経過

令和4年	6月20日	立入検査に際して現地で指導事項票を交付
令和5年	5月24日	立入検査に際して現地で指導事項票を交付
	9月5日	立入検査に際して現地で指導事項票を交付
令和6年	7月11日	立入検査に際して現地で指導事項票を交付
	8月22日	設置者に条例に基づく改善勧告文書を交付（1回目）
令和7年	4月16日	設置者に条例に基づく改善勧告文書を交付（2回目）
	5月1日	設置者に条例に基づく改善勧告文書を交付（3回目）

5 今後の対応

引き続き立入検査等を行い、命令の履行を強く求めます。なお、期限までに命令が履行されない場合は、許可取消などの行政処分を検討します。